

衆議院小選挙区の区割り改定に伴う投票区域の変更等について

1 報告趣旨

衆議院議員選挙における「一票の格差」是正を趣旨として、区割り改定に関する公職選挙法の一部を改正する法律が令和4年(2022年)11月28日に公布され、12月28日に施行された。これにより、衆議院(小選挙区選出)議員選挙において、八王子市が属する東京都第21区及び東京都第24区の選挙区が見直されたことから、八王子市における投票区域の変更等について報告する。

2 報告内容

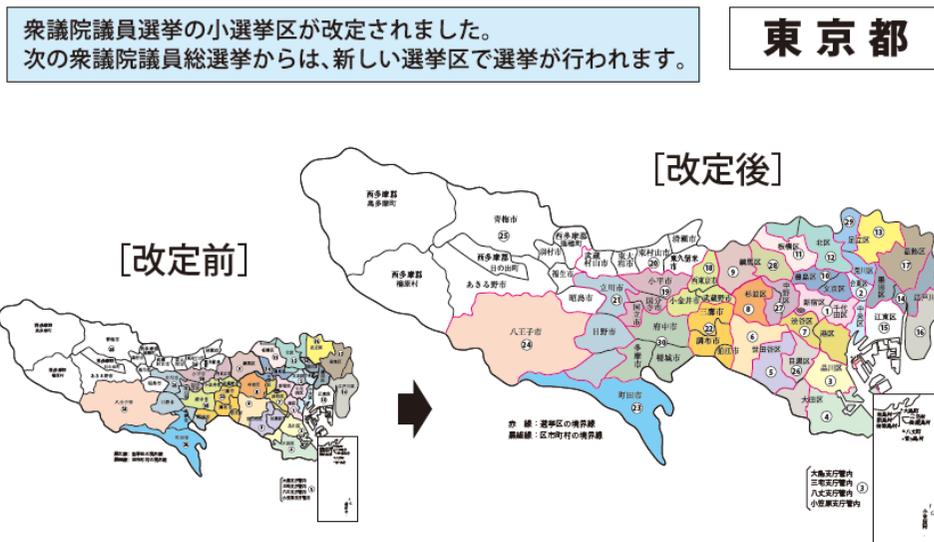
(1) 今回の改定内容(東京都)

ア 都内における定数の増加

東京都内の小選挙区は5増えて30選挙区となる。

イ 区部と市部における定数の増加

小選挙区は区部で4増、市部で1増となる。



(2) 今回の改定内容（八王子市）

ア 改定前

東京都第 21 区	東中野、大塚
東京都第 24 区	21 区以外の八王子市の区域

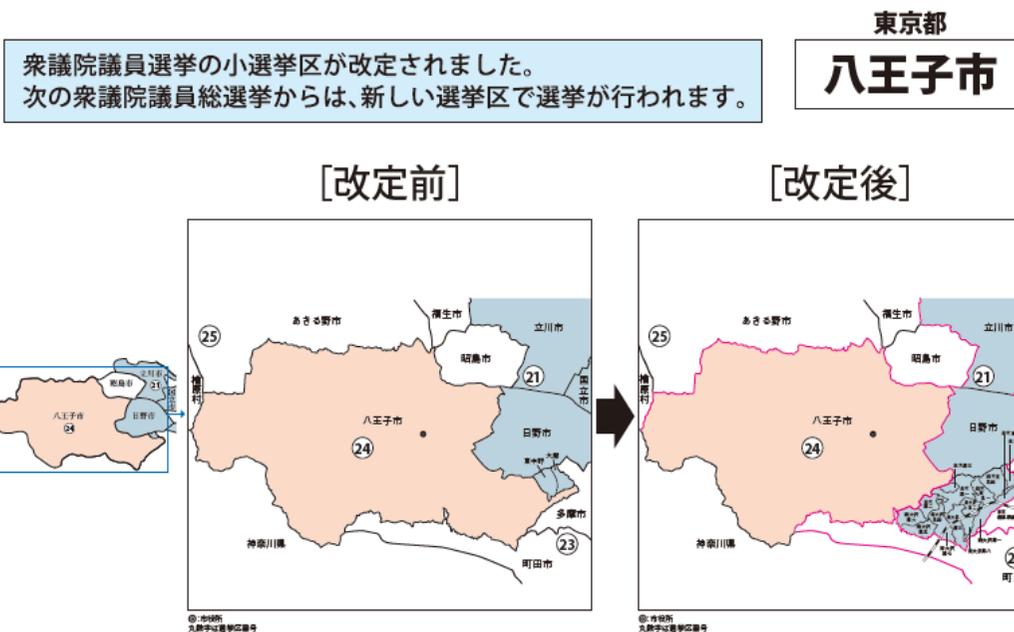
イ 改定後

東京都第 21 区	概ね旧由木村の区域
東京都第 24 区	21 区以外の八王子市の区域

※ 有権者数の比較

(令和 4 年(2022 年)12 月 1 日定時登録日現在)

選挙区	改定前	改定後
東京都第 21 区	10,288 人	92,695 人
東京都第 24 区	464,683 人	382,276 人



(3) 八王子市における改定内容

ア 由木東投票区の変更（5 投票区から 3 投票区への再編）

(ア)由木東第四投票区に由木東第一投票区を統合し、新たに由木東第一投票区とし、由木東小学校を投票所とする。

(イ)由木東第三投票区に由木東第五投票区を統合し、新たに由木東第三投票区とし、由木東市民センターを投票所とする。

(ウ)変更理由

敷地や施設内の段差が大きく、駐車場の確保ができないこと等から、有権者の利便性向上のため変更する。

(エ)実施時期

直近の選挙（令和 5 年（2023 年）4 月 23 日執行の八王子市議会議員選挙）から実施する。

【変更前】		【変更後】		
投票区	投票所	投票区	投票所	備考
由木東第一	堀之内会館	由木東第一	由木東小学校	由木東第四投票区に由木東第一投票区を統合
由木東第二	松が谷中学校	由木東第二	松が谷中学校	変更なし
由木東第三	由木東市民センター	由木東第三	由木東市民センター	由木東第三投票区に由木東第五投票区を統合
由木東第四	由木東小学校			
由木東第五	大塚会館			

イ 東京都第 21 区の期日前投票所の設置

(ア)設置施設と期間

施設名	所在地	期間
由木事務所	下柚木二丁目 10 番地 6	全期間 (11 日間)
南大沢文化会館	南大沢二丁目 27 番地	全期間 (11 日間)

(イ)変更理由

東京都第 21 区の区域変更に伴い、有権者の投票機会の確保を図るため、従前の由木事務所から、東京都第 21 区域内の由木事務所及び南大沢文化会館の 2 投票所に拡充する。

(ウ)実施時期

令和 4 年 (2022 年) 12 月 28 日の公職選挙法の一部を改正する法律施行日以降に執行される衆議院議員選挙から実施する。

(4) 有権者への周知

- ア ホームページにおいて、選挙区及び投票区の変更等に関するお知らせを掲載する。
- イ 広報選挙特集号において、選挙区及び投票区の変更等に関するお知らせを掲載する。
- ウ 投票所入場整理券において、選挙区及び投票区の変更等に関するお知らせを掲載する。
- エ 由木東投票区の変更については、当該地域の町会・自治会等に周知文の回覧と掲示板での周知を依頼する。